

工事請負契約書

工事名 M様邸外部改修工事

工事場所 川口市

■注文者

ご住所 (工事場所と違う場合)

注文者名

様

印

TEL

■請負者

モリタ建装株式会社

代表取締役 森田雄三

埼玉県川口市東内野555-1

請負者名

TEL

048-296-2521

1. 請負(発注)金額

金 990,000 円

(内消費税 90,000 円)

2. 工事内訳

工事項目	摘要	数量	呼称	金額
M様邸外部改修工事	見積書通り	1.0	式	900,000
			工事価格	900,000
			取引に関わる消費税	90,000
			税込合計	990,000

■ 請負条件: 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また 本工事は改修工事のため、予測できない隠ぺい部等の状況により施工内容、並びに工事金額に変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。工事内容変更等の場合は、別途協議をお願いいたします。

また、工事に支障を来す廊下・各戸ベランダ等に設置された個人の所有物の移動はその所有者の責任に置いてお願いします。

■ 添付書類: 工事内容及び見積内容を補足するため次の書類を添付します。(建物診断書と住宅リフォーム工事請負契約約款は必ず添付する)

3. 支払方法 工事着手金(契約後7日程度) 契約金額1/3程度 金 330,000 円
 中間金(適宜) 金 0 円
 竣工払(工事完了確認後10日程度) 金 660,000 円

※この書類は大切に保管してください

振込先 青木信用金庫 差間(さしま)支店 普通預金 000000 モリタ建装株式会社

住宅リフォーム工事請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

- 2 この契約書および、添付の見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(打ち合わせ図による工事が困難な場合)

第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者請負者協議して実情に適するように、内容を変更する。

- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者請負者協議してこれを定める。

(一括委任・一括請負)

第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合にのみ、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができるものとする。

(工期・完了確認)

第4条 工事を終了したときは、請負者は注文者に工事完了書を交付する。また注文者は、契約の目的物を確認の上、請負者に工事確認書を交付するものとし、請書記載の期日までに請け負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

第5条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日は請負者の指定によるものとし、その受渡場所は工事現場とする。

- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者の損害および第三者との紛議)

第6条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者請負者協力して処理解決にあたる。

- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(工事の変更、工期の変更)

第7条 注文者は、必要によって工事を追加または変更することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者請負者協議して決める。

(遅延損害金)

第8条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額の1/2,500に相当する額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額の1/2,500に相当する額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第9条 この契約について、紛争が生じたときは、請負者の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて注文者請負者誠意をもって協議して定める。